13. 9. 22
解 第27号

機務部長
情報課長

日本陶器株式會社ニ於ケル解職給与金ニ對スル紛議ノ件

（電話聴取）

名古屋市西区則武町所在右記會社ニ於テハ最近米国輸出陶器類ノ売行不振ナリシヨリ好況時代雇入レタル社員ノ会ヲ二百八十名中十年以上勤続社員及準社員四十名ヲ解職スルコトニ決シ九月十八日其後会議ヲ開キ（一）解職慰労金トシテ現在ノ月給三ヶ月分ヲ支給スルコト（二）最低千五百円ヲ最

高ニ販路ヲ壓倒セラレ漸次斯業ハ衰微ニ向ハントシ、
一方之等製造業者ハ之カ對策ニ就テ種々協議シタルモ何レモ良策ナク現状ノ儘推移セハ及前途暗澹タルモノアリ依テ休業ノ二案何レカニ依ラサルヘカラス斯クテハ又従業者ニ及ホス影響ヤ又大ナルモノアルヲ憂慮シテ居ルモ労資双方間ニ於テ事業縮少カ休業カ或ハ職工ノ値下ヲ断行シ事業ヲ継続スルカニ付協議シ其結果賃金値下ヲ断行シ事業ヲ継続スルコトニ決シ一度従業員ニ諮リタルニ職工側モ工場主ノ窮状ヲ諒察シ従業員ハ受ケタル賃銀最高二円五十銭最低八十銭ヲ一律ニ二割ヲ三割ノ一割値下ヲ承認シ其事解決ヲ告ゲルニ至レリ

右及申通報候也